

令和4年度「全国安全週間」(7月1日～7月7日)を実施します

スローガン ～ 安全は 急がず焦らず怠らず ～

山形労働局では、7月1日から7日までの1週間、「全国安全週間」を実施します。

今年で95回目となる「全国安全週間」は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力によって労働災害は長期的には減少してきましたが、全国的に近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加しています。

山形県内における休業4日以上労働災害は、長期的には減少しています。しかし、令和3年(1月から12月)の死亡者数が6人と前年より1人減少した一方で、休業4日以上死傷者数は1,417人と前年比+227人(+19.1%)の大幅な増加となりました。

このような状況を踏まえ、本年度、山形労働局では「令和4年度全国安全週間実施要綱」(資料NO.1参照)に基づき、継続的な安全衛生管理活動の促進をはじめ、業種の特性に応じた対策、業種横断的に多発する高年齢労働者等に対する対策や転倒災害防止対策、並びに熱中症予防対策の徹底等について周知を図ることとしています。

また、山形労働局独自の取組として、「令和4年度全国安全週間県下一斉安全パトロール等実施要領」(資料NO.2)を定め、全国安全週間期間中の7月4日(月)に県内事業場に対し事業場内安全パトロールの実施を提起するとともに、山形労働局長による「公開安全パトロール」も実施する予定です。なお、公開安全パトロールの実施箇所等の詳細は、別途発表予定です。

第95回 全国安全週間

期 間 令和4年7月1日(金)から7日(木)
【準備期間：令和4年6月1日(水)から30日(木)】

スローガン 「安全は 急がず焦らず怠らず」

県下一斉安全パトロール 令和4年7月4日(月)実施予定

添付資料

- NO. 1 令和4年度全国安全週間実施要綱
- NO. 2 令和4年度全国安全週間県下一斉安全パトロール等実施要領
- NO. 3 安全パトロール点検表(参考)



てんとうぼうしくん